

第1回大阪府環境審議会エコタウン事業推進部会

議事録

日時：令和5年8月7日（月）

14時～16時

場所：大阪府咲洲庁舎41階

会議室（大）

○司会（山本） 島田委員でございますけれども、事務局に先ほど連絡がございまして、渋滞の関係で15分か20分ほど遅れると。始めておいてほしいということでございました。もうじき到着されますので、始めさせていただきますと思います。

それでは定刻となりましたので、ただいまより、「大阪府環境審議会第1回エコタウン事業推進部会」を開催させていただきます。委員の皆さま方には、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、議事に入るまで進行を務めさせていただきます、循環型社会推進室資源循環課の山本でございます。よろしくお願いいたします。

会議開催に当たりまして、循環型社会推進室長の柏木よりご挨拶申し上げます。

○柏木室長 大阪府循環型社会推進室長柏木でございます。エコタウン事業の推進部会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、委員の皆さま方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから、大阪府の環境行政の推進に、多大なご支援をいただきまして、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

大阪府では、平成の17年に「大阪府エコタウンプラン」を策定いたしまして、埋立地があります堺第7-3区に廃棄物処理施設や、リサイクル施設の立地を進めてまいりました。

これまで立地企業は一定の成果を上げてきたものと考えてございますが、その一方で、まだ堺第7-3区には多くの府有地が未利用ながら残されております。また、エコタウンプランの策定から18年が経過いたしまして、カーボンニュートラルをはじめ、新たな環境課題への対応が求められております。

そこで、大阪府では、堺第7-3区のこの未利用地に、これら新しい課題にも対応できる施設の立地に取り組んでいくことといたしまして、去る7月11日の大阪府環境審議会におきまして、本部会で今後のエコタウン事業の方向性、並びに、公募のための基準等をご審議いただくことが決定されたという次第でございます。

大阪府といたしましては、本部会でしっかりと議論を深めまして、新たなエコタウンプランを策定した上で公募要領や選定基準を反映させていきたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、幅広い観点から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○司会（山本） それでは、本日ご出席の皆さまをご紹介させていただきます。委員名簿につきましては、本日資料のうち参考資料2をご覧ください。

まず「大阪公立大学 大学院工学研究科 教授」 貫上委員です。

「関西学院大学 商学部 教授」 阪委員です。

「立命館大学 経営学部 教授」 中村委員です。

「善波公認会計士事務所 所長」 善波委員です。

島田委員につきましては、到着されましたらご紹介させていただきます。

本部会の部会長は、部会の運営要領に基づきまして、環境審議会の辰巳砂会長より、阪委

員をご指名いただき、阪委員からはご承諾をいただいております。また、部会長代理につきましては、阪部会長から、島田委員をご指名いただき、島田委員からご承諾をいただいておりますことをご報告させていただきます。

また、エコタウンがございまして地元自治体であります堺市さまよりオブザーバーとしてご参加いただいております。

「堺市 環境局 環境保全部 環境対策課」の久保参事です。本日は諸農（もろのう）課長の代理でご出席いただいております。

続けて「堺市 環境局 環境事業部 環境事業管理課」の頓宮（とんぐう）課長です。

次に、本日の配布資料を確認させていただきます。次第をめくっていただきますと、資料をお配りしております。

まず、資料の1-1が諮問文の写し。

資料の1-2がスケジュール（案）。

資料2-1が大阪府エコタウン事業について。

資料の2-2、大阪府エコタウン事業の実績と評価について。

資料の3、今後のエコタウン事業に係る検討内容について。

以下は参考資料でございまして、参考資料1、部会の運営要領。

参考資料2、委員名簿。

参考資料3、大阪府エコタウンプラン。

参考資料4、エコタウンの歩みと発展ということでなっております。ご確認をいただきまして、もし不足がありましたら事務局までお声掛けをお願いいたします。委員の皆さま方、出席確認票をお配りしておりますので、お手数ですが、お名前をご記入いただき、後ほどお帰りの際は、机に置いてくださいますようお願いいたします。

本日、予定も含めて委員5名全員出席ということでなっております。2分の1以上の委員の皆さまにご出席いただくということで、本部会の運営要領に基づき成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、報道発表並びに次第には、オンライン会議システム併用と記載しておりましたが、結果として、委員の皆さま方が現地にお越しいただくということで、本日オンライン会議システムは併用いたしませんのでご了承ください。

それでは、ただいまから議事に移りたいと思います。発言の際はマイクを使っておりますようお願いいたします。それでは、阪部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。○阪部会長 はい、ありがとうございます。部会長を仰せつかりました阪と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆さまにはお忙しいところお集まりいただきまして、感謝いたします。ありがとうございます。審議を円滑に進め、充実した内容となりますよう努めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、まず本部会の審議の公開について確認したいと思います。事務局から会議の公開について説明をお願いいたします。

○事務局（田中） それでは説明させていただきます。資源循環課の田中です。座って説明

させていただきます。

大阪府では情報公開条例に基づきまして、審議会などの会議の公開に関する指針を定めています。指針では、会議の公開・非公開につきましては、当該会議に諮って決定し、原則公開することを定めており、非公開にできるのは、個人情報や企業秘密・取締役などに関する情報を扱う場合や、公開することで公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合などに限定されております。以上です。よろしく申し上げます。

○阪部会長 ありがとうございます。ただいま、事務局からご説明いただきました。原則は「公開」で、個人情報など公開することが適切でない情報を扱う場合のみ「非公開」にできるということです。

私といたしましては、第1回から第3回の部会については、今後のエコタウン事業の方向性等について審議するものであり、「公開」が妥当であると思っております。

一方、第4回及び第5回の部会については、議事の内容に、事業者の選定や評価に当たっての詳細な配点や採点方法などが含まれ、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることと、応募者の企業情報や提案内容等が含まれ、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから「非公開」にすべきと思えます。

再度ですが、第1回から第3回の部会については「公開」、第4回と第5回については「非公開」にすべきではと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、第1回から第3回までは「公開」、4回と5回については「非公開」で審議を進めることとさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず、議題(1)の部会の運営について、事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

○事務局(田中) はい、それでは議題(1)の部会の運営について、説明させていただきます。

まず、資料の1-1をご確認ください。こちらが大阪府環境審議会への諮問文の写しになります。大阪府では、令和5年7月11日に開催しました大阪府環境審議会において、今後のエコタウン事業の方向性等について、知事から会長へ諮問させていただきました。裏面に説明文がございます。こちらの下から2段落目からご覧ください。

今後、より一層、循環型社会の形成を促進するため、既存のエコタウン事業に加え、堺第7-3区を活用し、大阪府として新たなエコタウン事業の展開を図っていく必要があることから、今後のエコタウン事業の方向性について審議していただくとともに、新規公募に係る公募要綱及び選定基準、応募事業者の選定について、審議会の意見を求めることとしております。

これらの内容を専門的にご議論いただくために、7月の審議会で本部会の設置が認められております。

続きまして、参考資料1をご覧ください。こちらは、エコタウン事業推進部会の運営要領

となっております。この運営要領に基づきまして、部会を運営してまいります。なお、公募要綱及び選定基準、応募事業者の選定に関することについては、第3、会議の（5）に記載のとおり、部会の専決事項としております。

続きまして、資料1-2、スケジュール（案）をご覧ください。本部会につきましては、第5回まで開催予定であり、本日に第1回を開催しまして、第3回部会では、今後のエコタウン事業の方向性について、答申案を取りまとめ、12月ごろの環境審議会に本部会から報告いたします。

その後、大阪府において後継エコタウンプランを策定し、第4回部会で公募要綱等を検討し、来年度頭に公募を実施し、令和6年7月ごろ第5回部会で応募事業者の選定をする予定です。

なお、部会運営要領の説明で、先ほど申し上げたとおり、第4回及び第5回の審議事項については、部会の決議が環境審の決議となり、別途答申を受け、環境審へ報告する予定です。以上が議題（1）の説明でございます。

○阪部会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から議題（1）の「部会の運営について」説明がございました。部会の運営内容について、各委員から何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。では、次の議題に移りたいと思います。議題の（2）「大阪府におけるエコタウン事業の現状について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（田中） はい、引き続き私田中の方から説明させていただきます。そうしましたら、資料2-1をご覧ください。

まず、大阪府エコタウン事業についてです。まず、エコタウン事業とは何か、大阪府のエコタウン事業は何かということについて、ご説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。はじめに国の動きですが、エコタウン事業は、平成9年度、国によって創設された制度であり、都道府県がプランを作成し、それを経産省、環境省が共同承認するというスキームで、全国で計26地域が承認されております。このプランで位置付けられ、技術的に先進性・先駆性を有する民間事業に対しては補助が行われておりましたが、平成17年度で終了となっております。

その後、国は、平成30年に、参考資料4に「エコタウンの歩みと発展」というのがありますが、それは後ほどまた見ていただけたらと思いますが、そちらを作成し、エコタウンの総括を実施しており、現在は、プランの継続及び見直し等は各自治体の判断に委ねられております。

次に、大阪府の動きですが、平成14年に民間事業者からのリサイクル施設整備の事業提案を募集し、当初100事業の応募がありました。その後、検討委員会などにおいて選定を行い、最終的に、平成17年7月に策定した大阪府エコタウンプランに7事業を先導的に整備すべき施設として位置付けております。

次のページをご覧ください。資料2-1の3ページ目です。大阪府エコタウンプランについて、まず目的ですが、こちらに記載のとおり、廃棄物最終処分場跡地の活用であったり、大阪エコエリア構想の具体化、環境関連産業の育成、府域における廃棄物処理・リサイクル施設の整備をはじめとした事業推進を目的としております。

他計画との関係ですが、左側が平成17年当初で、右側が現在となります。平成17年当初は、各種関係法令が関わりながら、環境総合計画の中に、廃棄物処理計画、エコエリア構想、エコタウンプランという順に円になっております。また京阪神ゴミゼロ都市推進協議会取りまとめの円も一部重なっております。

次に、現在の関係性ですが、各種関係法令の関係は当時と変わらないですが、環境総合計画と個別計画との関係は若干当時と変わっていることから、矢印での関係性とし、当時の廃棄物処理計画である、循環計画においては、エコタウンプランと整合を図ることとしております。

なお、エコエリア構想及びゴミゼロ協議会の取りまとめについては、計画期間がなく、現在も廃止されているわけではありませんが、理念や考え方は継承するものとし、エコタウンプラン自体で独り立ちさせるような関係としております。

次のページをご覧ください。スライド4になります。現在のプランには、先導的に整備すべきリサイクル施設として、三つ定めております。一つ目が処理困難な廃棄物の適正処理・リサイクル施設、二つ目が最終処分される量及び比率が高い廃棄物を対象としたリサイクル施設、三つ目が資源として有用性があり、さらに有効利用を進めるべき廃棄物を対象としたリサイクル施設です。

次に、府内のエコタウン事業についてですが、平成17年当初は、大阪市臨海部、堺第7-3区、府内陸部、こちらは寝屋川市ですが、以上の3地域に立地する七つの事業をエコタウン事業として位置付けておりましたが、大阪市臨海部の事業は計画段階で中止となり、また、堺第7-3区では、3つの施設が拡張されております。具体的な事業内容については、後ほど資料2-2でご説明いたします。

次のページをご覧ください。エコタウン事業により期待される効果として、当時想定したものです。一つ目が〈府域の廃棄物リサイクルに与える効果〉、二つ目が〈府域の経済に与える効果〉、三つ目が〈地域における循環型社会形成の端緒としての効果〉の三つを挙げております。

また、参考までに、堺第7-3区産業廃棄物最終処分場の概要をお示ししております。堺第7-3区は、一部の土地を除き、下に廃棄物が埋まっているため、掘削、府有地、重量物設置が困難であるなど、土地利用に制約があります。

次のページをご覧ください。スライド6になります。こちらは、現行エコタウンの様子で、八つの事業がこのように立地しております。また、空地が3.2ha、4.6haほどあり、こちらが公募予定の土地となっております。資料2-1の説明は以上です。

○事務局（山本）事務局でございます。島田委員が到着されましたので、ご紹介させてい

たきます。

○島田委員 すみません、遅くなりまして。よろしくお願ひいたします。

○事務局（田中） 続きまして、資料2-2 をご説明いたします。資料2-2をご覧ください。大阪府エコタウン事業の実績と評価についてです。

2ページをご覧ください。まず、先に、各事業の状況及び実績について説明し、次にエコタウン事業効果、最後にまとめについてご説明をいたします。

次のページをご覧ください。まず、この資料についてですけれども、以降のページも同様になんですが、事業概要と対象廃棄物については、当時のエコタウンプランに記載の事業を記載しております。また、事業実績に係る、売上高に関しては、公表に関して了承をいただいたもので、かつ事業者の合併があった場合などは、現在の事業者による実績を掲載しております。

さて、まず一つ目の①亜臨界水反応による廃棄物再資源化事業についてですが、(株)レックスRFが実施する事業で、亜臨界水反応を利用し、有機塩素系廃溶剤等を脱塩素化しアルコール、有機酸等に製造し、製造したメタノールと動物性油脂製造時に発生する精製残渣等から、亜臨界水反応によりバイオディーゼル燃料を製造します。

こちらは、資料2-1で説明した、エコタウンの補助金を唯一、府内で受けた事業となり、平成18年12月から事業を開始しておりましたが、社会情勢の変化を受け、事業採算性を保つのが困難となり、平成26年7月より稼働を休止しております。そのため、事業実績も平成26年度までとなっております。なお、現在、事業者とは撤退に向けて協議中でございます。

次のページをご覧ください。混合廃棄物リサイクリングアソートセンター事業についてです。DINS 関西(株)RAC 事業所が実施する事業で、建設・解体系混合廃棄物を破碎、選別などを行い、高品質なリサイクル原料を製造しています。具体的な処理フローは、図のとおり、重機選別、スクリーンでのふるい、手選別、破碎、磁選機、トロンメル、再度磁選機、で高度選別を行っています。

平成18年4月より事業を開始し、事業実績のグラフのとおり、コロナ禍の影響は受けているものの、搬入量等は順調に増加し、堅調に推移していることが分かります。

次のページをご覧ください。食品系・木質系廃棄物総合リサイクル事業についてです。(株)関西再資源ネットワークが実施する事業で、食品系廃棄物を炭化・液化を行い、炭化物や酢液（さくえき）などに再資源化するものです。具体的な処理フローは、図のとおり、事業系の食品廃棄物を、炭化炉で酸素を遮断した雰囲気下で原料を加熱することで炭素を固定し炭を得ます。

経過に記載のとおり、平成17年5月より事業を開始し、平成22年9月に縦型炭化炉を廃止し、以降、木質系廃棄物は受け入れを中止しております。また、液化分留も現在は実施しておりません。

事業実績については、グラフのとおり、順調に搬入量及び再生量が増加していることが分

かります。なお、100%再生しているということで、搬入量と再生量が同じ値となっております。

次のページをご覧ください。食品残渣の肥飼料化及び廃プラスチック等原燃料化事業についてです。こちらは、当初太誠産業(株)が実施しておりましたが、経過に記載のとおり、令和4年4月に事業継承し、現在は(株)関西再資源ネットワークが、廃プラスチックの再資源化を実施しております。

事業実績は太誠産業(株)のときの実績ではございますが、バラつきはあるものの、一定の実績を上げていることが分かります。

次のページをご覧ください。廃木材等によるバイオマスエタノール製造事業についてです。DINS 関西(株)バイオエタノール事業所が実施する事業で、廃木材をアルコール発酵させ、工業用エタノールを製造する事業です。経過に記載のとおり、平成24年6月より、廃棄されたジュースなどからのエタノール製造を開始しております。

事業実績については、グラフのとおり搬入量等は順調に増加し、堅調に推移していることが分かります。

次のページをご覧ください。こちらは、②のDINS 関西(株)RAC 事業所の拡張事業である、廃石膏ボードの再資源化事業です。②のRAC 事業所から発生する石膏ボードなどを受け入れて、二水石膏粉及び紙などに再資源化しております。平成28年12月より事業を開始し、事業実績のとおり順調に増加していることが分かります。

次のページをご覧ください。容器包装プラスチック100%再利用高品質パレット製造事業です。当初は(株)リサイクル・アンド・イコールとして事業を実施しておりましたが、現在は、DINS 関西(株)R&E 事業所及びブラファクトリーが実施する事業で、容リ協経由で受け入れた廃容器包装プラスチックを原材料に、選別・破碎・洗浄・乾燥・減容の上、高品質な物流パレットを製造しています。

経過に記載のとおり、これまでは寝屋川のみで行っておりましたが、現在はパレット製造部門を、堺第7-3区に移しております。事業実績は、波はありますが、おおむね順調に推移していることが分かります。

次のページをご覧ください。プラスチック製衛生製品製造・備蓄・再資源化事業についてです。(株)関西再資源ネットワークが実施する事業で、令和元年末ごろから発生した新型コロナウイルスの感染症拡大の影響による、プラスチック製衛生製品であるマスクの需要が急増し、プラスチック廃棄物の増加が懸念され、この社会的緊急課題に即応するプラスチック製衛生製品の製造及びリサイクルなどに取り組むために、令和2年7月にエコタウンプランに追加をしております。

マスクの資源化については、実証試験中であり、現在は主にマスクの製造を行っており、マスクの製造量については、事業実績のとおりです。

次のページをご覧ください。事業効果についてです。左側が当初想定していた事業効果となります。まず、①の府域の廃棄物リサイクルに与える効果についてですが、当初は、有害

物質の適正処理が進展し、建設系や木質系廃棄物のリサイクルが進み、府廃棄物処理計画（平成14年3月策定）の目標（最終処分量半減）達成に大きく貢献することを想定していました。実際に、エコタウン事業の実績がどの程度寄与したかどうかというデータは今回お示しできませんが、府域の客観的なデータを右側の表でお示ししております。

特別管理産業廃棄物の府域処理率については、変化がありませんでしたが、建設混合廃棄物及び木材リサイクル率は向上していることがわかります。なお、本リサイクルのデータは国交省の建設副産物実態調査結果から引用しております。

最終処分量については、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに、半減以上、大幅に減少していることがわかります。

次に、②の府域の経済に与える効果についてです。当初は、施設整備費で約110億円、直接雇用で290人を見込んでおりました。こちらは、現プランに記載の数字である約250億円、約330人から、単純に大阪市臨海部の中山エコメルトの事業を除いたものとしております。

現在の施設整備費につきましては、右側にお示ししておりますが、その110億円に、増えた施設の施設整備費を足したもので、またそのうち1施設は明確な数字が不明であるため、反映しておりません。あくまで目安の数字とだけいただけたらと思っておりますが、当初想定していた金額より多くなっていることがわかります。

直接雇用人数につきましては、実際の実績なんですけれども、当初想定していた数字より少ないですが、これは、機械化が進んだことや、業務の効率化による影響と推察されます。

次に、③の地域における循環型社会形成の端緒としての効果です。堺第7-3区をリサイクル施設の拠点にということで、5事業者は協議会を設置し、インフラ管理や見学窓口を一元化するなど連携し、またDINS関西においては、RAC事業所の②、バイオエタノール事業所の⑤の事業所間での廃棄物のやり取りを実施するなど、施設間相互のリンゲージを行っています。

また、約2万8千人の見学者の受入れ、環境学習のフィールドとしても活用され、地域社会に融合した施設となっております。

次のページをご覧ください。既存のエコタウン事業のまとめについてです。先ほどご説明した、実績などを踏まえ、こちらに記載のとおり、総評としました。「エコタウン開設以降、立地事業者は、廃棄物処理に係る状況の変化に対応するため、一部事業内容の変更はあったものの、基幹技術を活用し、当初の事業コンセプトと方向性は維持しながら、これまでの約18年間、事業を継続し、当初想定した事業効果はおおむね達成することができた。」としております。

一方で、課題も挙げられます。一つ目が、カーボンニュートラルに対する機運の高まりやプラスチック資源循環法の施行など、社会経済情勢や環境関連産業を取り巻く状況が変化していることです。

二つ目が、都市部が多い府域においては、新たな廃棄物処理施設の立地は、現在も困難な

状況にあることです。これらを踏まえ、今後、より一層、循環型社会の形成を促進するため、引き続き府有地である堺第7-3区を活用し、既存のエコタウン事業に加え、上記課題にも対応した新たなエコタウン事業の展開を図っていきたいと考えております。議題(2)の説明は以上です。

○阪部会長 どうもありがとうございました。事務局から現在の大阪府エコタウン事業の現状、及びその実績、評価についてのご説明がございました。説明内容について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ごさいませんようでしたら、次の項目に移りたいと思います。議題(3)の「今後のエコタウン事業における課題について」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(山本) 引き続き資料3「今後のエコタウン事業に係る検討内容について」をご説明させていただきます。この資料が、本部会で取りまとめていただく予定にしております今後のエコタウン事業の方向性につながっていく部分になります。

1ページ目に本部会での検討内容ということで、3本挙げております。「エコタウン用地の活用方針」、2番、「今後、立地を促進すべきリサイクル事業」。この2番のところでは、今回は例示として、廃棄物に着目して4つの廃棄物についてご紹介いたします。そして、3点目、「カーボンニュートラルへの対応」という構成の資料3になっております。

次のページをご覧ください。まず1番、「エコタウン用地の活用方針」でございます。まず、私もとしましては、この大阪府循環型社会推進計画のめざす将来像並びに新たな課題でありますカーボンニュートラル実現に資する施設を誘致していくということでございます。また、環境関連産業での活用として、新技術等の研究実証事業も含めて検討できればというふうに考えてございます。

背景についてまとめてございます。まず、大阪府の循環型社会推進計画でございます。めざすべき将来像の中で、2030年には3Rの取組みが一層進み、廃棄物はほぼ全量が再生資源やエネルギーとして使用。また、二つ目の丸、2050年にはサーキュラーエコノミーへの移行、また、三つ目の丸、プラスチックごみはリデュース、リユース、またはリサイクルということで掲げております。

また、次、大きな2番ですけれども、大阪府エコタウンプラン、既存のエコタウンプランの内容も踏まえるということでございます。

次のページをご覧ください。次からが、「今後、立地を促進すべきリサイクル事業」ということで、4つのアイテムに着目して今回ご紹介しております。まず、プラスチックでございます。プラスチックにつきましては、大阪府循環型社会推進計画の中で、リデュース、リユース、リサイクルの推進に加えて、プラスチックごみ対策の推進を掲げております。

また、委員の皆さま方ご存じのように、国の方で包括的に資源循環体制を強化するため、プラスチック資源循環法が昨年4月に施行されていたところでございます。この法律は、今までの容器包装プラスチックなどにはあまりなかった製造事業者が環境配慮設計に努めるでありますとか、ワンウェイプラスチック等の使用の合理化などを掲げて設けられたとこ

ろでございますが、リサイクル事業ということで着目すると、この法の概要の中で、一番下の部分ですね。排出、回収、リサイクルというところで、促進する新たな仕組みが設けられたところでございます。

まず、一番左側の方ですね。市区町村の分別収集再資源化ということで、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を進められているところでございますけれども、このやり方ルートを活用した再商品化が可能になったところでございます。

また、新たな仕組みとして、市区町村と再商品化事業者、すなわちリサイクル事業者が連携して行う再商品化計画を大臣が認定した場合に、市町村による選別、梱包（こんぼう）等を省略して、リサイクル事業者が実施することが可能になりました。

真ん中の段、製造・販売事業者等による自主回収でございます。この製造・販売事業者が自主回収、再資源化をする計画を作成して、大臣の認定した場合に、この認定事業者は廃棄物処理法の収集運搬の許可が不要になるという仕組みが設けられております。

一番右の段ですけれども、排出事業者の排出抑制・再資源化ということで、排出事業者等「等」と書いておりますが、排出事業者と再商品事業者、リサイクル事業者が連携して、再資源計画を策定して、大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要になります。こういう新たな仕組みで、プラスチック資源の循環を促進するという仕組みが設けられたところでございます。

次のページをご覧ください。このプラスチック新法による取組みが進んでいるというのをまとめたページでございます。一番上、市区町村による再商品化としましては、宮城県仙台市が今年の4月に認定を受けまして、選別からリサイクルまで、市内の民間事業者に委託し、物流用のパレット等へのリサイクルが行われております。

同様の市区町村の再商品化による同様の認定が神奈川県横須賀市、愛知県安城市においても実施されているところでございます。

真ん中の段ですね。左側、製造販売事業者等による自主回収、再資源化としては、一つ認定済でございます。表の中に、左側の表ですね、製造販売事業者として緑川化成工業株式会社。ここは、プラスチック製品を製造、販売している会社でございますが、これが大臣認定を受けまして、自社が製造したアクリル板シートをリサイクルするということで、認定の内容は、自社が造ったもののみならず、自社製品と同様の質を持つアクリル板も回収できるということで、アクリルパレットなどに再生するということで、認定を受けております。

真ん中の右の方の表、排出事業者等による再資源化ということで、三重中央開発(株)とDINS 関西(株)、二つの事業者を記載しておりますが、これはリサイクル事業を行う事業者として、これらのリサイクル事業者が特定の排出事業者と連携して、プラスチック製品の廃棄物の再資源化を行うということでございます。

このスライド、一番下のところは、大阪府におけるプラスチック処理状況でございまして、左下の折れ線グラフは一般廃棄物でありますペットボトルと、プラスチック製容器包装の分別収集実績でございます。上の方のオレンジ色がプラスチック製容器包装、ブルーの折れ

線はペットボトルの分別収集実績でございます。

右下の方は、産業廃棄物でありますプラスチックの処理の流れでございます。これは、2019年度の推計値でございます。総排出量のうち材料リサイクルとケミカルリサイクルを合わせて約41%、サーマルリサイクルが約27%、最終処分が約24%という状況になってございます。

このプラスチックのまとめとして、一番下のところにプラスチック資源循環法に対応したリサイクル施設の立地が望まれるというまとめにしております。以上がプラスチック関係でございます。

次の廃棄物の種類ということで、使用済み太陽光パネルということでございます。これにつきまして、国が策定しております第四次循環型社会形成推進計画は、廃棄量が将来急増する太陽光発電設備について、適正なリユース・リサイクル・処分を確実に実施すると掲げられております。

このスライド、左側の折れ線グラフは、環境省がまとめました将来の排出量推計でございます。固定価格買取制度が10年少し前に開始されましたが、太陽光パネルの耐用年数20年から30年によりまして、排出量のピークが2030年代後半あたりからやってくるということで、環境省の推計によれば、年間排出量が最大約80万トンがピーク時には排出されると想定されているというふうに聞いてございます。

この資料の右側の方は結晶シリコン系の場合を取り上げて、太陽光パネルの構造をちょっと模式的に示されたものでございます。手前の方に、太陽光パネルの実物を事業者からお借りして置いております。今、見られているのが太陽光を受ける表面のところで、一番上にあるのはガラスでございます。これは非常に薄くて、厚さは最大でも3ミリ程度ということなんです。ちょっと横を向けてください。

周りは全体アルミフレームで、がっちりと固定されております。そして、リサイクルをするときに、このアルミフレームを粗雑に扱うと、ガラスが割れてしまって、リサイクルに支障が出るというふうに聞いてございます。

このガラスの下に、樹脂の薄いシートを挟みまして、太陽電池の本体である太陽電池セルがございます。この太陽電池セルの下に、また同じ樹脂のシートがございます。そのさらに下の、一番下の部分、背面にバックシートという白いものがあります。その下、ちょっと下の方にありまして見にくいですが、ジャンクションボックスといたしまして、黒い部分ですね。他のパネルと接続する部分がございます。だいたいこういう構造になっております。

リサイクルのときは、アルミフレームの除去から始めて、きれいに素材別に分離することが必要になってございます。

スライドの方に戻っていただきまして、太陽光パネルの構造の下側に、ちょっと何行か書いておりますけれども、まずパネル重量の約6割はガラスでございます。そして、有害物質の関係ですけれども、ジャンクションボックスには電極等がございます。電極のはんだには鉛が含有されております。また、太陽電池セルについては、種類によってはカドミウムで

ありますとか、セレンが含有されていると。ガラスの中には、メーカー等によりましては、ヒ素の含有があるということで、これら4物質につきまして、業界団体であります太陽光発電協会が策定したガイドラインでは、これら4物質について、メーカーに含有情報の提供を求めているところがございます。

次のページをご覧ください。太陽光パネルのリサイクル事例ということで、大阪府高槻市に本社があります株式会社浜田というところにヒアリングを行った結果をまとめております。こちらの会社では、国の支援を受けて開発したリサイクル施設を2021年8月より稼働しております。このリサイクル施設のポイントとしては、ガラスとシートの分離をするのに約300度に加熱したホットナイフというもので、ガラスを割ることなくセルシートと分離するというのが特徴になってございます。

この会社が考えたリサイクルのフローとしては、アルミフレームはリサイクル、ガラスはガラスメーカー、セルとシートには銀などが含有されているということで、精錬工程によって銀などを回収するというフローで考えられております。

現在の稼働率は、短期目標の1割程度でありまして、太陽光パネルの取り扱いは、リユースが7割、リサイクルが3割ということでございます。ガラスにあらかじめ蛍光X線を当てて、含有物質のチェックを行っているというところがございます。リユースやリサイクル、再生品の売却も行うことで事業を継続しているということで、再生後のガラスの活用拡大に向け、関係事業者と研究継続中ということでございます。

この事業者の、パネルのリサイクルに関する見解としましては、既存の、例えばガラス屑とか、廃プラとか、金属屑とか、破碎する業者はいっぱいあるんですが、そういう既存の処理施設で処理してしまうと、もう埋立をするしかないということで、しっかりしたリサイクルをしようとする、専用の施設が必要だということでございます。将来、一定量が継続的に出れば、事業として成り立つということ聞いております。

行政への注文みたいな話ですが、適切なリサイクルを行う業者に処理を依頼するよう、行政から解体工事業者等へ指導がなされることが望ましいということで聞いております。

このまとめでございますけれども、太陽光パネルのリサイクルは立ち上がりの時期にあり、今後の再生利用の用途開拓や、リサイクル技術の進化が期待されると。排出量ピーク期間及びピーク期間終了後を通した発生量の変動に対応できる事業展開が望ましいというまとめにしてございます。以上、太陽光パネルでございます。

次のページをご覧ください。次は、「③建設系混合廃棄物」でございます。これは、以前から問題になっている廃棄物の種類ということでございます。大阪府の循環型社会推進計画では、建設系混合廃棄物の排出事業者に対し、優良な再資源化施設への搬出を促進することで、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを促進するということが掲げております。

中ほどの段、左の方の棒グラフでございますが、これは建設系廃棄物の処理の現状ということで、2019年度の推計値をまとめたものでございます。建設系廃棄物の種類ごとに棒グラフがございますが、一番左側が建設系混合廃棄物ということで、白い部分が最終処分率でござ

いまして、混合廃棄物の最終処分率は約26%ということで、他のがれき類などに比べて最終処分率が高いというのが分かります。

右の方の折れ線グラフは、不適正処理の件数の推移でございます。これは、建設系廃棄物も含めた数字ではございますが、不適正処理事案における建設系廃棄物の割合は9割ということで、不適正処理、例えば野外焼却とか野積みとか不法投棄等のほとんどは建設系廃棄物だということでございます。

一番下の部分は、その建設系廃棄物の処理を受託する処理業者の現状をまとめております。大阪府が公表しております建設系廃棄物の処分業者名簿での区分によりますと、「破碎等」や「選別」の他、「焼却」及び「熔融」という処理を行う業者がおりまして、この中で「選別」の業者は選別ラインを設け、破碎の前後に選別を行い、再資源化を行っております。

受入れ量のうち、埋立処分される割合について、私どもがいろいろ数字を整理しますと、高度な選別を行う業者において、埋立処分される割合が、より小さい傾向にございます。

次のページをご覧ください。建設系混合廃棄物の処理業者の事例ということで、DINS 関西株式会社でございます。この事業所、先ほど資料の2-2でご説明した②の事業でございます。左側に写真が二つありますけれども、これは処理ラインへの投入前の写真でございます。重機による選別の様子、それから、作業員による選別の様子の写真でございます。

処理の特長でございますけれども、高度選別によって、こうした良質な資源を製紙や鉄などの精錬工程にマテリアル原料として提供すると。また、グループ会社の各リサイクル施設に送られまして、路盤材や無水石膏、RPFなどの再生製品となっております。

処理ラインにつきましては、危険物の除去などを行う手選別ライン以外は、機械ラインで操業されるということ。また、火花がもし出たら、AIで検知して、火災発生場所を停止させ、工場全体への影響を防ぐ散水システムが導入済みでございます。

下半分の表、ちょっと整理しておりますのは、選別後の処理の内訳ということで整理したものでございます。一番下、左の方に、金属、銅線・RPF原料化・製紙原料・樹脂、プラ原料などへの場合、売却。

それから、同じグループでありますバイオエタノール事業所に送られまして、そこで焼却、加水分解、破碎、それから蒸留、発酵などによって再生が行われます。また、他社への処理委託ということで、処理後物の一部は再生品、無水石膏、RPFなどとして売却されております。また、埋立処分に他社に行くというものでございます。

このまとめとしまして、建設系混合廃棄物の高度な選別を行うことで、再生利用の拡大や、最終処分量の削減に寄与というまとめにしております。以上が、建設系混合廃棄物でございます。

次のスライドをご覧ください。④番の「食品廃棄物」でございます。国の第四次循環型社会形成推進基本計画におきましては、生ごみ等の再生利用や、熱回収のさらなる推進など、バイオマスの地域内での活用を図るとされています。また、食品廃棄物については、食品循環資源としてリサイクルするなどが掲げられております。

スライド左下の方に食品廃棄物の再生利用の状況をまとめたものを引用しております。これは、食品リサイクル法を所管する農林水産省が、食品関連事業者ということで、食品廃棄物を年間100トン以上排出する事業者に、リサイクルや排出の実績の提出を求めておりまして、それを毎年農水省が集計、公表しているものでございます。

上から順に、食品関連事業者の区分としまして、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業ということで、再生利用状況、再生利用率、リサイクル率の推移がグラフになっております。

見ていただくとお分かりのように、食品製造業、食品卸売業に比べて、食品小売業、外食産業において、リサイクル率がまだ低いということが分かります。

右側の表は、再生利用の実態ということで、肥料化、それから家畜の飼料化ですね。キノコ培地、メタン発酵、油脂、炭化などの再生利用がなされているというのをまとめているものでございます。

次のスライドをご覧ください。これは、食品リサイクルについての事例紹介でございます。こちら、エコタウンの中に立地しております株式会社関西再資源ネットワーク。資料2-2の方では、③の事業で紹介したところでございます。こちらは、一般廃棄物、産業廃棄物、双方の食品廃棄物を受け入れておりまして、一般廃棄物につきましては、府内及び近隣の大手の飲食店、食品小売店から受入れしていると。荷姿としては、食パンの耳とか、箱入りの加工食品や飲料、弁当や総菜などを形で受け入れていると。産業廃棄物については、府内と近隣の食品工場から受け入れているということでございます。

ここで行われているリサイクルは炭化でございまして、乾燥を炭化して、脱塩を行って炭化燃料として売却と。それで、脱塩をするのは、化石燃料代替として、燃焼炉などで使われますので、炉の中で塩類が邪魔をしないようにということで、脱塩をしてから出荷しているということでございます。

施設の処理能力に対して平均稼働率は50%ということで、写真の方は炭化燃料の写真でございます。そして、この食品廃棄物のリサイクルに関する事業者の見解をまとめております。

現状において、事業系一般廃棄物である食品廃棄物の大部分が市町村の清掃工場で焼却、処理されていると。当社での処理料金に比べて大幅に安価であるのが大きな理由ということで聞いております。

当社に処理委託をする排出事業者は、リサイクルの保証やCSR、ブランドイメージなどを重視していると。小規模の排出事業者が、リサイクルのため、中身と容器を分別すると、産廃である廃プラスチックが発生し、負担が増えると。現状の構造が変わらない限り、食品廃棄物のリサイクルが今後大きく向上することは期待できない。ただ、今後プラ新法による取組みが進み、清掃工場でのプラスチック焼却量が減少し、ごみ質が変化していけば、状況が変わることも考えられるという見解を聞いております。

このまとめでございますが、食品廃棄物のリサイクルを行う施設は今後も重要と。炭化は

化石燃料の使用削減につながり、カーボンニュートラルの観点からも評価できるというま
とめにしてございます。以上、四つの廃棄物に着目してご紹介いたしました。

次は、大きな3番ということで、「カーボンニュートラルへの対応」でございます。今後
行う予定にしていますエコタウン未利用地での新規候補者の事業期間が定期借地で20年
間ということをご考慮しますと、カーボンニュートラルの目標時期である2050年にかなり
近付くということで、取扱う廃棄物の種類を問わず、このCO₂排出量実質ゼロの実現に
貢献できる取組みが必要と考えております。

これに関する背景でございますけれども、大阪府の地球温暖化対策実行計画でも、205
0年、二酸化炭素排出量実質ゼロへの目標を掲げております。

中ほどの廃棄物処理施設整備計画案、これは、国の方が定めております廃棄物処理施設計
画の、廃棄物処理法に基づいて、国が策定する計画でございますけれども、現時点でパブリ
ックコメントまで終わっております。この中で、脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に
向け、熱回収の高度化などを進めるということで掲げられております。

一番下のところ、資源循環の促進による脱炭素への貢献ということで、国が試算を行って
おりまして、資源循環促進と脱炭素のリンケージということで試算が行われまして、わが国
の温室効果ガス排出量のうち、資源循環が貢献できる余地量の割合は、約36%あると。こ
れについて、部門ごとに着目して集計したら、こういうふうな割合になるということで、推
計が出ております。

次の、最後のページをご覧ください。カーボンニュートラルの対応でございますけれども、
まず事業計画活動におけるカーボンニュートラル。これは、国の動きを踏まえまして、先進
的な事業者による取組みが開始されておりますけれども、各分野への事業活動への広がり
は、これからという状況でございます。そして、今後のエコタウン新規立地において、どう
いうふうに考えていくかということですが、例1、例2で取り上げています取組みにまず着
目したらどうかということでございます。

例の1としましては、再生可能エネルギーや、カーボンニュートラル燃料の積極的な導入
ということで、かなり普及しております太陽光発電等の設置だけではなくて、非化石燃料由
来の電力購入や、CO₂を発生しない水素燃料の活用などを実施するような取組み。

あるいは、例の2は省エネでございます。先進的な省エネ技術の導入や、熱の有効利用
などの事業場内での省エネの取組みと。例えば、こういうふうな取組みをより高く評価する。
すなわち、リサイクル事業の誘致でございますので、前提条件にするのではなくて、より高
く評価する。加点要素とするみたいな形で、事業者選定の考え方へ反映していったらどうか
というふうに考えているところでございます。

以上、検討の考え方と、立地の考え方と、リサイクル施設の事例紹介と、カーボンニュー
トラルについて、資料3でご説明させていただきました。

○阪部会長 どうもありがとうございました。今事務局から、今後のエコタウン事業の検討
内容として、エコタウン用地の活用方針、対応が必要な廃棄物例についてのご説明がござい

ました。委員の皆さまのご意見をお聞きする前に、せっかくの機会ですので、本日、オブザーバーとして参加していただいています地元自治体の堺市さんより、資料3に挙げた廃棄物に関連して何かご意見などあれば、お話しいただけませんかでしょうか。

○堺市（頓宮） すみません、堺市環境事業管理課頓宮でございます。私から一般廃棄物をご紹介しております、そちらの観点でちょっとご意見を申し上げたいと思います。

本市堺市におけます一般廃棄物の処理は、令和3年3月に改定しました一般廃棄物処理基本計画に基づいて実施しております。現状、家庭系ごみについては、各種リサイクル法に基づき、缶・ビン、プラスチック製容器包装、ペットボトル、小型家電などを分別回収し、民間施設でリサイクル。その他のごみにつきましては、市の施設で焼却処理等を行っております。

また、事業系ごみに関しましては、排出事業者処理方法が委ねられるものの、エコタウン等におけるリサイクルを推進し、リサイクルされないごみにつきましては、市の施設で焼却処理等を行っております。

本市における課題としまして、先ほどご説明にもありましたが、家庭から排出されるプラスチック製品について、一般廃棄物処理基本計画上プラスチック製容器包装と一括回収してリサイクルを行う予定としてございます。

昨年度、施行されましたプラスチック資源循環法への対応を検討する中で、エコタウン事業者と連携しまして、プラスチック製品と、プラスチック製容器包装を一括回収して、リサイクルを行う実証事業を実施しましたが、本格導入をするに当たりましては、本市の物量を処理するため等に、施設改修等が必要ということが分かりまして、処理が難しいということが判明しました。

また、日本容器包装リサイクル協会さんへ、一括で引き渡しを行う場合にあっては、引き渡し基準に合うように、事前に選別梱包等を行う必要がございますが、本市の近郊には、選別梱包業務を担える事業者がございまして、堺市から処理施設までの距離が遠いことから、CO₂の排出増や、コスト面で課題があると考えております。

そこで、府内の近距離、本市の近距離で、プラスチックの処理施設があることによりまして、環境面やコスト面などでも大きなメリットがあると考えてございますので、選別梱包等の前処理や、リサイクルを行う事業者が、エコタウンに誘致いただければ、大変ありがたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

○阪部会長 どうもありがとうございました。それでは、今のお話も踏まえまして、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思っております。ご説明の中で、例も挙げていただいたんですが、それ以外に先生方、さまざまなアイデアなどをいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○中村委員 中村と申します。最初にあらためて確認させていただきたいこととして、これまでのエコタウン事業で、混合廃棄物とプラスチックのパレットの事業はすでにあると思うのですが、その上で事務局の方で二つの提案の中に同様の内容が入っています。この点に

ついて事務局がなぜこれらの案を出したのかということの背景について伺いたいです。その上で、少し自分なりの提案をしてみたいと思っています。

○阪部会長 ありがとうございます。では事務局、ご説明をお願いいたします。

○事務局（山本） 中村先生の方から、まず資料の3でお示しした4つの種類のうち、プラスチックと建設系混合廃棄物について、例としてお示しした理由ですが、まずプラスチックにつきましても、ご存じのように、昨年4月にプラスチック資源循環法が施行されて、このプラ新法の仕組みを活用したリサイクル事業。これは市町村と連携したり、排出事業者と連携したりという形ですが、取り組みが全国で徐々に始まってきているということで、大阪でもやはりプラスチックのリサイクルは重要でありまして、プラスチックのリサイクル施設ということで、例としてお示ししたということでございます。

また、もう一つは建設系混合廃棄物でございます。これにつきましても、資料の中でちょっとお示ししましたんですけれども、やはり処理する業者の中でも単純に破碎して、埋立処分場で受入れができる15センチ以下に破碎して、そして埋立処分場に持っていくという中間処理業者ではなくて、破碎の前後に高度な選別を行って、最終処分量をできるだけ減らして、そういうリサイクルができる事業者ということが望ましいと考えております。

こういう高度選別を行おうとすると、事例でもご紹介しましたように、選別ラインが必要で、受入れの、選別の広いヤードも含めて非常に大きい敷地が必要であると。それで、なかなか大阪府内。全体的にどの分野もそうですけれども、広い土地をなかなか確保できない。ましてや、廃棄物処理施設においては、住民さんの目等もありまして、なかなか場所の確保困難ということで、一定広い土地が用意しているエコタウン事業においては、こういう広いヤードが必要な建設系混合廃棄物。また、適性処理、あるいは最終処分量の削減の点でも、高度な選別を行うリサイクル事業が必要ということで、エコタウンの立地ということ踏まえまして、例の一つに挙げさせていただいたということでございます。

○中村委員 はい、分かりました。まだ、要は今すでにある DINS さんの事業だけではなく、もう少し必要だろうという判断も含めて、アイデアとして提案があったということで理解いたしました。

その上で、私の提案としましては、まず今回のエコタウン事業の目的を何に置くかだと思っております。すでにある程度想定されている問題の解決策ということであれば、混合廃棄物、食品残渣や、将来的には太陽光パネルなどが挙げられるのは理解できますが、別の視点から考えても良いかと思っています。

一点目は、本事業の対象となる土地の制約条件です。軟地盤で、重機等を多く置くには向いていない可能性があります。また、水処理等々の設備でも課題があると聞いています。そういった条件を外してでもなおできるものであることが求められます。

加えて今回の提案では、雇用創出効果ということもあったと思います。そうすると装置系の事業の場合、あまり雇用創出効果がない。どちらかと言うと選別作業などを含む事業の方が雇用創出効果は大きくなります。先ほども堺市さまが提案されていたような前処理のと

ころでの選別というのは、非常に多くの雇用が必要になります。そうなるとすぐに思い浮かぶのが製品プラスチックですが、例えば今海洋廃棄で大きな問題になっているものの一つとして繊維系のプラスチックが挙げられます。洗濯した後に繊維くずなどが排出される。ないしは服自身をうまく処理できないまま、地域ないしは世界の廃棄物の問題になっています。都市部では特にこうした廃繊維・古着が大量に発生しますので、こういったものを分別して再利用、再生利用することが必要になってきます。

最近ですとアップサイクルなど、開発、工夫をしながら新しい提案をしていくような事業もあります。実際のところ、多くの事業は非常に小規模で、アイデア段階で止まっているものも多いようですが、それらを育てていくような場所として、この地域を使うというのはいり得るかと思っています。

2点目は、現在の提案でいただいたものと、ここをリサイクルの拠点としてといったときに、先ほどの堺市さまのお話ですと、前処理をした上での製品化ということで中継地として考えておられるような案だったかと思いますが、そのような発想というものも非常に大事なかなと思います。ここで全てを完了させるのではなくて、地域の範囲を大阪府ということに絞るのではなく、関西圏ないしは北九州など、この場は海でつながっているということも含めたときに、そういったところと連携する際に効果的なことができるような中間拠点として前処理をする。ないしはそれを保管するような倉庫的機能ということで位置付ける。要は、この場で完了させるのではなくて、幾つかと連携させながら効率かつ高度な処理をしていくような場所として位置付けるということも十分にあり得るだろうと思っています。

3点目は、これはもっと突拍子もない提案ではあるのですが、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーといったことは、まだ明確な答えが出ているわけではない領域だと思っています。今の時点で出ているのは、おそらくこれからこうなるであろうというところで、少し近場で見えているような世界のところで、かつ、おおよそこういうふうにしたらいいのではというチャレンジをしているのが実情かと思っています。であれば2030年とか2040年を想定したときには、もっといろんなアイデアとか可能性とか、場合によっては想定していないような課題ということが十分に出てくることもあり得る。そういった課題を考えるような拠点ということもあり得るのではないかと思います。処理ということだけをゴールにしてしまうのではなくて、処理するためのアイデアを考えるような、ある種のインキュベーションの施設ですね。そういった発想で、新しくいろいろ考えようとしている人たちのアイデアを育てるような施設と設備を準備するというのもあっていいのではないかと思います。

あとついでにですが、昨今のケミカルプラント、ケミカルリサイクルみたいな話になってくると、既存のコンビナートとの連携ということも重要になります。既存のコンビナートも、これからのところでどうやって地域と共生していくのかといったときに、高熱高圧での石油の処理ができる能力というものを持っているという特性を活かして、これからはプラスチックのリファイナリーをすることが求められています。まさにこのエコタウン地区のコ

コンビナートとの近さという利点をうまく活用して、コンビナートとの連携などにつながる事業創造や開発などについてチャレンジをしてみるような企業さんということも、想定してもいいのではないかと思います。大阪に限定されるかはわかりませんが、関西の中で出てきたものを今度は堺のコンビナートでうまくもう一回最資源化していくというような、ある種の循環の流れみたいなことをつくっていく。そうするとどうしても前処理できるような場所が必要になります。その場所としてうまく活用していくような発想です。こうしたことが、この土地の規模でできるかどうかということまでは、現時点では考えきれてはいませんが、そういった発想も十分にあり得るのではないかと思います。次第です。

すみません、ちょっと長くなりましたが、以上になります。

○阪部会長 どうもありがとうございました。今のご意見について、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（山本） 中村委員から、4点ご指摘があったとっております。

1点は、繊維系プラの問題、それからリサイクルだけじゃなくて、リサイクルの一連の流れの中での中継施設、集積場みたいな活用、それからカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーなどを考える拠点みたいな。実際のリサイクル事業をやるんじゃなくて、どういうリサイクル、どういう事業が成り立つのかということも含めて考える拠点化というのを考慮したらどうかと。

そして、4点目がケミカルリサイクルでいきますと、コンビナートに近いということで、それへの連携と。4点ご指摘だったと思います。まず、順を追ってご説明申し上げます。

繊維系プラにつきましては、確かに今回資料3で例示している中では抜けている部分でございます。いわゆる故繊維につきましては、やはり樹脂のものが圧倒的に多いので、当然廃棄物の量としても非常に一定量出てくるものであろうと。

今日時点では、ちょっと資料的なものをご用意できていませんので、実態把握とリサイクル事業の事例把握なども含めて、次回の、2回目の部会で、方向性のたたき台も含めてお示しするように準備をさせていただきたいと思っております。

2点目のリサイクル事業だけじゃなくて、そういう一連の流れの中の中継施設。これも、おっしゃるとおり非常に重要な視点でございます。やはり中継、集積を適切にすることによって、運搬効率が高まって、リサイクルの現実的な流れに乗かっていくと。逆に言いますと、そこがボトルネックになって、リサイクルに進まないという状況があれば、そこはエコタウンが活躍できるようなポイントがあれば、そういうのも考慮していけたらなあというふうに考えてございます。

それから3点目のカーボンニュートラルなど、実際事業じゃなくて考える拠点ということですけども、この資料3の2ページ目が、エコタウンの用地の活用方針の中で、一番上の方、ちょっと小さいですけども、環境関連産業での活用として、新技術等の研究実証事業も含めてということ、書いておりますけれども、一応私どもはこういう、いわゆる研究開発拠点みたいなものも含めて、今後のあり方の中にはちょっと検討していこうというこ

とを考慮しておりますので、また委員の皆さまからいろいろご意見、情報提供、ご助言をいただけたらと考えております。

それから、4点目のケミカルリサイクルの件で、コンビナートが近いということ。これは確かにこのエコタウンが立地している7-3区の近辺には、堺泉北工業地帯ということで、日本有数の規模のコンビナート、化学で言いますと、三井化学とかをはじめとした大規模な工場がございます。

プラスチック資源循環法の制定過程でも、かなり業界を巻き込んだ議論になったというふうに聞いてございまして、日本化学工業協会が、循環型のケミカルリサイクルを推進していったということで、このプラ新法の取組みをより進めるために、化学工業の業界が積極的に関与していくという考え方も表明されていることもありまして、今後どこまで今後の方向性の中に盛り込むかというイメージがまだ全然できておりませんが、重要な考え方として今後の方向性の中に取り込めていけたらというふうに考えております。

取りあえず、事務局からは以上でございます。

○阪部会長 どうもありがとうございました。中村委員。

○中村委員 ありがとうございます。研究開発拠点、インキュベーションみたいな話については、もう検討の中に入っているということですね。すみません、細かいところでは見ておりませんでした。おそらく新技術は導入したリサイクル施設の整備とか、いろんなところで書かれている中の一つかなと思います。産業振興などでしょうか。はい、了解いたしました。

その他についても、検討課題としたいと言っていたかと思っておりますので、私としては十分結構でございます。

○阪部会長 どうもありがとうございました。それでは、他の委員からもぜひご意見をお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。はい、お願いいたします。

○貫上委員 貫上です。今後、立地すべきリサイクル事業として4つほど挙げていただいております。タイムリーな業種を提示いただいていると思います。その中の一つとして、太陽光パネルのリサイクル施設があり、太陽光パネルは今後増えていくことが想定されております。この太陽光パネルの発電セルの原料として、カドミウムやヒ素などの有害物が使用されていると聞いておりますし、レアメタルなども使用されていると聞いています。これらの専門である応用物理系の先生に伺ったところ、より発電効率の高い太陽光発電セルを開発するためには、これらの元素を含む材料をいかに接合するか、がポイントだそうです。ということは、これらの発電セルが廃棄物として排出されてくると、接合部をいかに剥離させるかが課題になると思いますので、太陽光パネルのリサイクルについては今後も研究開発が必要な分野であると思います。

また、太陽光パネルの分離技術の開発だけでなく、材料として有害物やレアメタルなども使用されているため、太陽光パネルのリサイクル施設は有害金属や稀少金属の回収拠点としての役割も兼ね備えていると思います。その意味では、同様にIC基盤や部品などに稀少金属や金などの貴金属を含んでいて小型家電リサイクル法の対象である携帯電話やパソコ

ン、タブレット端末などの電子機器類のリサイクル施設も対象として追加すべきではないかと思えます。

もう一つは、食品廃棄物のリサイクル施設ですが、資料で提示頂きました施設は食品廃棄物を炭化物にして有効利用するものです。炭化物として炭素を有効利用することも1つのやり方ですが、肥料成分の窒素は炭化処理をすると気化して炭化物には残らないことから、食品廃棄物の肥料化を行うような業種も対象として加えるべきではないかと思えます。特に昨年からのウクライナ戦争によって化学肥料の輸入価格が暴騰していることから、国内バイオマスの肥料としての有効活用を目指すべきとの岸田総理の発言によって、政府もバイオマスからの肥料化を重要視していることはご存じの通りです。

以上、小型家電のリサイクル施設と、食品廃棄物の肥料化施設について提案したいと思います。

○阪部会長 ありがとうございます。今のご意見についてお願いします。

○事務局（山本） 貴上先生ありがとうございます。パネルの有害物質だけじゃなくて、希少金属の回収と。さらに言えば、太陽光パネルじゃなくて、小型家電とか、いろんな希少金属が含有されている電化製品があると。

おっしゃるとおりで、いわゆる電気設備、電気器具が廃棄されるそういう電気器具を都市鉱山に例えて、資源小国でありますので、しっかり回収、再整備をしていこうというのはもうかなり、10年近く前から提唱されてきておりますので、パネルだけにこだわることなく、そういう希少金属を含む廃棄物のリサイクルというの、そういうとらまえ方で取りまとめの方を検討していきたいと考えております。

それから、食品リサイクルの炭化の話でございますけれども、紹介した事業者ではちょっと炭化のご紹介をしたんですけれども、聞き取りの中で肥料もつくっております、この紹介した事業者ですけれども、肥料取締法に基づく特殊肥料の認定を大阪府から受けたということで、肥料化を事業の中でやっております。ただ、やっぱりこの事業者は炭化がメインのようございまして、事業者いわく、資料には書いてございませませんが、肥料とか家畜の餌とか、やっぱり大阪は農業県、畜産県ではございませぬので、需要先がちょっと遠くになってしまうというところは聞いております。補足の説明になってしまいますが、以上でございます。

○阪部会長 ありがとうございます。他の委員からも、ぜひご意見をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。はい、お願いいたします。

○島田委員 ご説明ありがとうございます。今日は第1回目なので、スコープを広めにご質問や意見をしたいと思います。

まず、今2区が空地になっていて、この2区が空地のまま残ってきた理由を知りたいです。もうご説明済みなら大変失礼なんですけれども、なぜこれが残っていて、そして、これまでどんな政策的な誘致をしたけど、まだ空地のままである背景は、出発点として大事かと思えます。そして、そこに政策的な介入をしていかないといけない強い理由があるから、この検

討が始まっているんだと思うんですが、そのあたりが腑に落ちていないところがありますのでお願いいたします。

そこを仮に埋めることで、大阪府庁さんとしての動機付けは何でしょうか。例えば、20年の定期借地で借地料が入ってきて、財政が改善するからというような財政の事情も聞いた上で、議論をすべき話なのかなというふうにも思いました。これが1点目です。

もう一つは、仮にこの空地をどうしても埋めないといけないんだといったときに、どういう条件というか、どういう決めごとがこれまでに法的に、あるいは利害関係者との協定を含めてなされていて、どこまで範囲を広げて自由に発想して、この方法ができるのかという、条件付けがあまり資料の中に整理されていません。何となくリサイクルというキーワードはあるんだけど、物理的、技術的、あるいは法的、あるいは環境汚染的ないろんな条件が、たぶん過去からの経緯であると思います。そこは仮に埋めるとしたらどこまで縛りが今も掛かっていて、それは取っ払えるのか取っ払えないのかといった条件付けのところをもっと明確にしないと、議論しにくいというのが2点目になります。

それから、3点目は、エコタウンという名称そのものなんですね。ミスリードをする可能性があると思います。やろうとしていることとエコタウンという名称がイメージさせることが違うので、募集するときに対象となる事業者に訴求できない可能性もあると思います。もっとアトラクティブなものに変えられる余地があるのかも教えていただきたいと思います。各論に入る前の前段の話ですが、よろしくをお願いします。

○阪部会長 では事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(田中) 田中です。まず1点目ですね、ご質問ありがとうございます。なぜ空地になっていたのを今このタイミングで募集するのかというところなんですけれども、当初こちらの現行エコタウンの地図といいますか、パワポを見ていただきたいんですが、まずこの真ん中の部分が当初立地していた事業者になります。ここは、旧産廃処理公社の中間処理施設が建っていたところでして、ここは唯一土砂で埋め立てられた土地になります。

まず、このところだけ5事業者が立地をしておりました。そして、この公募用地、空地については、6、7、8が埋まっていますけれども、基本的に廃棄物層の上ということで、当初の位置付けとしては、この5事業者の拡張事業用地という扱いにしておりました。バックヤード的な用途として活用するというので、ずっとやっておりました。それは、特に決めたものとしましては、平成20年に土地利用基本構想というもの。これは、ゾーニングを実態に合わせたような、後付けのような部分もちょっとあるんですけども、その土地利用基本構想の中で拡張用地という形で位置付けをしております。

じゃあなぜこのタイミングでということなんです、定期借地契約が20年間で、来年、再来年に切れる予定となっております。このタイミングに合わせて、既存事業の振り返りも含め、この空いている土地も活用していこうということで、当初も活用していこうという考えはあったかもしれないですが、廃棄物層の上ですので、そもそも建物が建てられるかとか、いろんなことがあって、積極的に活用方針は考えていなかったんですが、実際に約20年間

たって、DINS 関西さんであったり、関西再資源さんも廃棄物層の上でも建物が建てられるよということが分かってきたので、このタイミングで公募をしていこうと。

実際に、現在に至るまで、やっぱり年間に数件問い合わせ等もありましたので、需要もあるのかなというところで、今回募集をしていこうと考えております。

条件につきまして、制約とかがあるのかというところなんですけど、基本的に都市計画法の工業専用地域であったり、港湾計画上の工業用地という制約がある程度でございまして、特にここにどんなリサイクル施設以外が建てられるのかと言われたら、そのような都市計画法に基づく施設であれば建てられるということでございます。

物理的に、技術的にというところでございますと、先ほどもちょっとご説明した部分もありますけれども、指定区域に指定されておりますので、形質変更をする際には堺市の環境対策課さんに届け出が必要というところで、物理的に杭を打ったりすることも可能ではあるんですけども、その分費用がかさむというところでございます。

なので、6番、7番、8番については、布基礎であったり、べた基礎で現在やっているというところでございます。

三つ目のエコタウンの名称につきましては、島田先生のご指摘のとおり、ミスリードをする可能性がある。善波委員からも都市計画の、住宅のあれですかねというのを最初言われまして。おっしゃるとおりで、こちら辺に関しては、名称を含めて変更することも検討すべきだなと私どもは考えております。ご質問に対しては以上でございます。

○事務局（木村）資源循環課長、木村でございます。島田先生の方から財政的な話というのがございました。先生の方からもすでにご指摘いただいたように、大阪府の財政としては、賃料収入として入ってくるというのが直接的ということになるかと思えます。

あと、間接的にはここにそういう施設と誘致すること、企業を誘致することによって、税収入という形につながってくるという部分が出てくるのかなあというふうに思っております。われわれ資源循環課といたしましては、リサイクル施設の拠点というような形でという話で、活用とかをしていきたいなあというふうに思っております。

もともと堺7-3区というのは、ある意味、地元にとりましては、負の遺産といえますか、ごみで埋め立てた土地という形で、あまりいいイメージがないところでございますが、ここをこれから先の環境問題等々という形の解決とか、いろんな意味合いに資するというような形で活用していければ、そういうところ辺のイメージといえますか、そういう形で造成したところを有効に活用していけるのではないかというふうに私どもは思っております。

○島田委員 ありがとうございます。では、条件の面での法的な制約は、べつにリサイクルでなくてもよいと、あるいは地元の自治体例えば漁協さんとか、いろんな利害関係者がいらっしゃると思うんですが、そういう人たちとの関係上も、例えばですが、純粹の生産施設が来て、それが非常に環境に優しい製品をつくっているというようなものでも、まったく構わないということになるんでしょうか。

○事務局（田中） 田中でございます。おっしゃるとおり、漁業関係者等ですね、堺市さん

をはじめ、共生の森も入れまして、その関係者と協議をしながらこの土地活用は今までも進めておりまして、それを表しているゾーニングが土地利用構想にはなるんですが、大阪府の施策として、資源循環課の施策として、資源循環に寄与する施設をまずは立地させるというところで、当初はリサイクル施設という形で限定をしておりました。

それは何でそのような形で限定していたかということ、7-3区が住宅から遠いということ、都市部が多い府域においてはなかなか立地が困難な廃棄物処理施設、迷惑施設であり、嫌悪施設ですね。そういった施設をこの7-3区の逆に利点を生かして、そういった処理施設を誘致するという目的でリサイクル施設に限定していました。

だから、私どもの施策的な観点で限定しておりまして、だから純粋な製造施設でもいいのかということなんですが、法的な関係で言うと、たぶん問題ないと思うんですが、私どもの意向としては、できればこの7-3区の土地の利点を生かしまして、そういった都市部では建てられないような廃棄物処理施設を優先的に立地したいんですけども、空地であったということもありまして、今回募集施設に当たっては、できるだけ幅広く、そういった視点も取り入れていきたいなと思います。

それで、実際に7番ですかね。パレットの製造施設が立地しておりますので、そういった観点で先ほど中村委員のおっしゃいましたような、ここで完結するのではなくて、資源循環に寄与することであれば、そういったところも取り入れていいのかなと事務局としては考えております。

○島田委員 はい、ありがとうございます。

○事務局(木村) あともう1点、排水の関係で、これは漁連さんとの関係になるんですが、生活排水等々につきましては、海への放水、排水というのは認められているんですが、エコタウン事業から出てくる事業に伴う排水というのは、一切海への放流というのはしないということで、今のところでリサイクル施設を立地する、整備するというのは認められているという形になってございます。この点につきましては、決めごとなので変えられるのではないかというご意見があらうかと思うんですが、正直なかなかしんどいかなというふうに思っております。

ですので、排水面において、かなり制約がかかってくるという状況の中で立地できる施設というのを選定していく必要があるかなというふうに考えております。

○島田委員 排水だけに漁業者との約束ごとが残っていて、廃棄とか騒音・振動とか、あるいはさらにそこから出てくる廃棄物については、特に約束ごとはないというふうに考えておいてよろしいんでしょうか。

○事務局(木村) はい。

○島田委員 はい、ありがとうございます。

○善波委員 善波です。私は、文系の人間ですので、細かい点や専門的な観点には精通しておりません。公認会計士として、カーボンニュートラル(脱炭素化)について、公認会計士協会などの動向を情報共有しておきます。公認会計士協会は、会員向けに地球温暖化関連の

セミナーを頻繁に開催しております。昨年の3月頃にシラバスを発表し、会員の知識の増強を計画的に進めています。

理由は、「気候関連の情報開示」について、国際会計基準（IFRS）が2025年に適用を開始する方向で動いているからです。国際会計基準を採用している日本企業も多く、日本の会計基準も、それを受け対応予定です。開示を通じて企業行動を促すことを目的にしています。いろいろなことが急速に動き出しています。

日本政府も、カーボンニュートラル（脱炭素化）については、2022年7月に目標を公表し、様々な施策が急速に打たれています。2030年にCO₂の排出量46%減少（2013年対比）を目標にし、社会や産業構造の転換を加速させようとしています。

前述の企業や政府の動きから、カーボンニュートラル（脱炭素化）については、今後急速に加速するとの観点を持って議論を進めることは大切だと思います。

○阪部会長 善波委員どうもありがとうございました。それでは、私も文系ですので、そんなに詳しいことは申し上げられないんですけども、循環型社会推進計画の中で取り組むべき施策としてあげていただいているものを、今日例で挙げていただいたものもありますけれども、ぜひこちらを重点的に取り上げていただいて、2025年度の目標の達成に向けて、この場所を活かしていければいいかなと思います。ですので、前の分の評価のところでも国の数値を挙げて言っていたいただいていたんですが、この指標とリンクするようにしておく、効果の方も見やすくなっていいかなと思っています。

それで、この計画の取り組むべき施策の中のリデュース、リユースの中でごみ処理有料化の促進というのがありまして、先ほど堺市さんのお話を聞いていて思ったんですけども、今後ごみ処理を有料化させていくというのは必要な方向性だと思っているんです。そのときに、有料化しましたので、きちんとそれを処理していますよということを説明することというのは、すごく大事だと思うんですね。有料化することの方が、かえって社会的利益を増やすんだということの説明も必要ですし、プラスきちんとこの場所で処理していますよということを説明できる場所にしていくということも大事なことかなと。一つの重要な使い方かなと思っています。また、有料化というのは、現在世代と将来世代の望ましい排出の配分をする上でも非常に重要なことだと思いますので、有料化をきちんと理由付けするためにこの場所を使うというのが一つですね。

あと、この中で食品ロスとか、紙ごみ、排プラスチック類、事業系など建設廃棄物というのも挙げられていますので、これは例でも挙げていただいたところだと思いますが、こういう方向性に賛同いたします。

あと、将来的にということ、可能性があり得るということで、災害発生時の廃棄物の処理ができるような可能性も残しておく。この建設廃棄物の場所で、そういうのも受け入れていただけるような選択肢を残しておくということもあるかなと思っています。2018年だったでしょうか、大阪に大きな台風が来たときに、相当な廃棄物が出たということもありましたし、将来的に温暖化が進んで、また同じようなことも起こり得るかと思いますので、

可能性として、そういうのも受け入れていただくということも、事業者以案を出していただくときに考えていただくのもいいかと思います。

前回のときに事業提案が100事業もあったということで、その中から選ばれたということですので、ポテンシャルは今でもかなり残っているというふうに考えていいものでしょうか。今回、たくさんの方が出していただけそうな、ポテンシャルがかなりあるというふうに思っているものでしょうか。

○事務局（田中） 確かなことは言えないんですが、やはり年に数件問い合わせはありまして、その問い合わせ対応をさせていただく中で、可能性があるような事業者さんはもちろんいらっしゃいますし。ただ、一方で、先ほど申し上げた排水の観点で、ちょっと難しいかなということをご回答いただくような事業者さんもいらっしゃいます。

当時100事業であったときは、僕も聞いている話ですが、まずは立地ありきではなくて、事業自体の提案があって、当時はもちろん補助金もありましたので、そのような観点での事業、提案が多かったのかなあと推察される部分ももちろんありまして、今回実際に立地がメインの目的でありますので、そこまでの提案、応募があるかどうかというのは、マッチしないと応募はないかなあという感じです。

○阪部会長 ありがとうございます。補助金のこともありますし、そのハードルを、もしポテンシャルがすごくあるんだったら上げてもいいかなと思ったんですが、補助金のことを考えるとむしろ下げた方がいいかもしれないというところなんですね。ありがとうございます。委員の先生方からもいろんなアイデアをいただきましたので、1事業者だけでなく、責任はしっかり明確にしておいていただく必要はあると思うんですけども、共同でされるような事業など、いろんな形態も考えられるかなと思いました次第です。すみません、とりとめのないことですが、以上です。ありがとうございます。

○事務局（山本） 阪委員から先ほど何点かご指摘いただいた中で、なかなか系統だったご説明ができないのですが、まず一番最初におっしゃった大阪府の循環型社会推進計画の中で、この資料3の2枚目でも一応この計画の計画目標、右側の表で2025年の目標値を掲げております。当然エコタウンの今後のあり方でも、この循環計画の目標達成というのは重要なポイントになってきますので、今後具体的にはちょっと2回目の次の部会でお示し、議論をしていただくことになろうかと思えますけれども、今後のあり方の中で、この計画の目標にどれだけ貢献するかというのをどういうふうに可視化していくかみたいな話でありますので、これをちょっと事務局で検討させていただきたいなあと思います。

それから、有料化というお話で、有料化によって、例えば府民がリサイクルのために新たな負担をされるという中で、じゃあそれによってちゃんとリサイクルが進んでいるのか。これも、これと同じ可視化みたいな話で、あるいはリサイクル事業の中での府民への情報開示みたいな話にもなるのかなと思います。私も、エコタウン事業を展開しておりますというのは、もちろん公にはしておりますし、若干ですが、大阪府のホームページでも情報を発信しているところでございますが、それを今後、例えば一般ごみの有料化というのも含めて、

どういふふうに府民に見える化していくかという考え方もちょっと留意して、今後のあり方の骨子に考えていきたいなというふうに考えております。

それから、災害廃棄物ですね。5年前に大阪北部地震と台風21号ということで、大きな災害が同じ年に起こりました。このときは、基本災害廃棄物は一般廃棄物ですので、市町村が中心になって処理するんですけども、なかなか通常の処理をしきれない自治体も中にはございまして、産業廃棄物処理業界の支援も受けて、すなわち産廃業者さんが一部支援して処理をやったというところもございまして。

7-3区とこのエコタウン事業者は、直接あんまり関連はしていないかと思っておりますけれども、災害廃棄物の場合はどうかというのはちょっと検討させていただきます。とりとめなくして申し訳ないです。以上です。

○阪部会長 どうもありがとうございました。他に委員の先生方から追加でご意見がございましたら、お願いいたします。はい。

○貫上委員 災害廃棄物については、仮置き場としてのストックヤードの確保が非常に重要になりますが、7-3区の地図を拝見すると、現在は公園やグラウンドなどとして使用されている広いエリアもありますので、非常時にはこれらを仮置き場として使用すれば、かなり有効になると思います。ですので、今回の公募とは別に、非常時のこのような形の利用も計画に入れるべきだと思います。

○事務局（山本） 貫上委員のおっしゃるとおりでございまして、ほぼ府内の市町村は、災害廃棄物処理計画を立てられております。おっしゃるとおり、一時仮置き場の確保というのが、死活的に重要でありまして、大阪府の災害廃棄物処理計画でも、発災10日以内にまず市町村が仮置き場を確保する。そして、府は、その支援を全力でやることになっております。

市町村で仮置き場が確保できない場合は、府有地とか国有地とかも、日ごろからリサーチしてということまではやっております。ですから、まず仮置き場に関しては市町村単位で確保されるというのが一応基本でございまして。

○貫上委員 そうですね。災害廃棄物をいったん仮置き場に集めたのち、分別して有効利用したり処理・処分したりすることになるので、産廃業者とも協力を仰ぎながら対応されると認識しています。

○事務局（山本） はい、おっしゃるとおりです。5年前の事例でも、一応一時仮置き場以降の処理について、産廃業者の支援が一部の市町村に対してなされております。

○貫上委員 もう一つ違う視点からの意見として、ここの場所は下水道が整備されていないことから排水が出せない、という点が企業を誘致する上で大きな制約条件だと思いますが、下水道を新たに整備する、ということはあり得ないのでしょうか。

○事務局（木村） 理論的にはあり得る。協議をすればというような話。正直な話、お金の話になると思うんです。この下水が来ていますが、あそこに入っています民間企業のコン

ピナートのところも全てあそこは来ていないんですよ。石津川の駅、高速がありますよね。あそこまで行かないと民家はないんですが、あそこまでしか下水は来ていないんです。

それで、あそこから7-3区まで、だいたい6キロぐらいあると思うんで、その6キロを誰がどう負担するのかという。まあ一つの考え方としてという形で、これから公共的にという話で意味合いがあるからという話ですので、その費用を行政が持つてという話の考え方はあると思うんですが、今の段階でそこまでのおそらく10億とか、もっと要するという話になる中でというのは、正直なところ、ちょっとその辺のところとの兼ね合いというのが出てくるので、今すぐそれはやりますとかという話というのは、ちょっと返事しきれないという話になります。

○貫上委員 対象地域に下水道を整備することが困難な場合、例えば誘致した工場から出た排水をタンクローリーに積んで運搬して処理する、ということは可能なのですよね。

○事務局（木村） はい、ありだと思います。ただ、事業者さんがいたら、かなりコスト的なものがそちらの方も出てくるのかなあという話。そういう形であれば、可能だとは思いません。

○貫上委員 参考までに、最後に聞かせてほしいんですが、この今の次のスライドで、対象地域の、右下にフェニックスの事務所がありますよね、積み出し基地。ここだったらかなり、フェニックス事業で、たぶんエリアに降った雨とか、いろいろなものが、排水が出てくる可能性があると思うんですが、それは生活排水とは違いますよね。ここではどのように処理されているのでしょうか。

○事務局（田中） フェニックスの堺基地も含め、そもそもの7-3区の最終処分場の排水に関しては、排水処理施設を設けて、放流をしております。ただ、それはこのエコタウンができる前に、当時の漁業者さんとそこら辺はたぶん協議調整をしている中で、エコタウン開設当初の平成16、17年にはそういった約束ごとにはならずです。

○貫上委員 分かりました。その、すぐ1階の裏にある排水処理施設というのは、そのフェニックスの施設から出た排水のみを処理する施設だ、ということですね。

○事務局（田中） これは、7-3区の最終処分場自体の浸出水の排水処理施設です。

○貫上委員 分かりました。了解しました。

○阪部会長 ありがとうございました。他に、よろしいでしょうか。はい、お願いします。

○中村委員

少し確認を忘れた点がありまして、条件というところで、離れているのだと思うんですけども、共生の森には貴重な生物がいるとかという話をお聞きしました。エコタウンというのを建てる時とかもそうですが、工場を建設するときも、その影響度みたいなことは当然前提になると思うのですが、この点も制約条件にはなるという理解でよろしいでしょうか。先ほど島田委員の方からも騒音とかのお話があったかと思えます。

場合によっては、工場というのは当然何かをする場合には、廃棄するガスとか、そういうのが出る可能性というのは十分あり得ますので、そうしたことの影響ということも、当然ア

セスということになると思います。今後も当然それはやっていくということで、それは確認にはなりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○事務局（田中） ありがとうございます。従来も、もちろん法的な制約が掛かるような、廃棄物処理施設であればアセスが必要でございますので、そのような形でこれまでも対応してきましたし、もちろん共生の森の活動をされているNPO法人の方々とも、定期的に会合。全体会議というような会合を設けて、適宜情報共有もしておりますし、土地利用構想の策定に当たっても、そのような方々のご意見をいただきながら土地利用を進めておりましたので、今回のエコタウン立地に当たっても、情報共有、協議調整しながら、法的な制約は もちろん、それはきちんとクリアしながら環境、その影響をできるだけしないような形で進めていきたいなと考えております。

○中村委員 はい、ありがとうございます。あともう1点すみません、忘れていました。今回のエコタウン事業にて何を立地するかによりますけれども、当然この地域に廃棄物が運搬されていくという状態になると思います。そうすると、その周辺の確か6キロ程度離れていると思いますけれども、絶対道路を通るということが起こってきます。そのあたりでその地域の住民の方々の合意ということも、当然重要な要素になってきます。特にエコタウンと言いつつ逆にエコじゃないみたいなことになっていたら、本当に話にならないみたいなことになってしまいます。先ほどの堺市さまのところでも、前処理の工場なんかがあればといったときにも、前処理で来る工程のものは非常に雑多なもので、場合によっては大変な臭気を放つみたいなことになってしまったら、それはそれで問題が発生してしまいます。そのあたりで何を対象にするかということと、その経路のところでその影響力ということも当然、あと合意ですね。そこも重要な要素にはなるかなとは思いますが。

すでにご検討されているとは思いますが、一応発言としてさせていただきます。

○事務局（田中） ありがとうございます。もちろん、こちら地元の自治会さん、浜寺石津連合町会さんになるんですが、毎年1回の定期的な会議を設けておまして、その中でも情報共有等をさせていただいておりますし、もちろんエコタウン事業者さん、アセスもありますので、きちんと法的な制約をクリアするべく、できるだけ環境影響のないようなルートですね。住宅地は通らないとか、そういったことをたぶん配慮していただきながらやっただいておりますので、引き続きそこについては配慮しながらやっていただきたいなというふうに思います。

○中村委員 もし可能であれば、このエコタウンの新しい動きに対して、それぞれの、今協議されている先方の方が、どういったご意見を抱いているかとか、懸念事項がどこにあるのかみたいなことが、検討の中でたぶん必要な情報になると思いますので、いただけるとありがたいかなと思っております。

○事務局（田中） はい、分かりました。適宜情報共有させていただきたいと思っております。

○阪部会長 どうもありがとうございました。あと、7月11日の本審議会で二つご意見が出たかと思っております。費用・投資対効果、雇用も含む効果のお話と、先ほどご意見いただきま

した共生の森関連の対応も必要と思いますので、その視点も入れていただけたらと思います。

それでは、委員の先生方、他に全体を通して何かご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の進行がまずくて、少し延びてしまいまして、申し訳ございませんでした。本日の議題はこれで終了とさせていただきます。長時間にわたり、さまざまな貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。次回は、本日の議論を踏まえまして、今後の方向性についての骨子案、評価指標の設定を含めたプランの進捗管理について、ご議論いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局にお返しいたします。

○司会（山本） 部会長、どうもありがとうございました。第2回の部会は、9月28日にオンラインでの開催を予定しております。委員の皆さま方には、引き続き部会開催に向けて、個別に意見をいただくこともあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、冒頭に申し上げましたが、本日の「出席確認票」はお席に置いたままで、お願いいたします。それでは、以上で本日の部会を終了させていただきます。皆さま、本日は長時間ありがとうございました。

（終了）